

(整理番号 522)

**大阪地方最低賃金審議会**  
令和5年度第2回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会  
議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月24日（金）  
午後1時01分から同2時55分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者  
公益を代表する委員 2名  
労働者を代表する委員 2名  
使用者を代表する委員 2名
- 4 議 事  
大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨  
改正決定の必要性の有無について、以下の通り労使委員から主張があった。
  - (1) 労側委員からは、事務局作成の資料及び持参資料（(株)リクルートのアルバイト・パート募集時平均時給調査）等から求人募集賃金の下限額が時給1,114円であり支払能力はある等の理由から必要性有りとの主張があった。
  - (2) 使側委員からは、健全なプロセスを経た最低賃金額の引き上げは賛成であるが、自動車販売台数の落ち込み、コスト増等から自動車小売業を取り巻く環境は厳しい。地域別最低賃金が大きく上昇する中で、自動車小売業が特定最低賃金として設定されている役割は終えた等の理由から必要性無しとの主張があった。全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。